

令和3年

第10回 会津美里町教育委員会議事録

6月定例会

令和3年6月定例会

- I. 日 時 令和3年6月18日(金) 午後1時30分
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 歌 川 哲 由
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純
教 育 文 化 課 主 幹 兼 会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 鷺 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

令和3年6月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和3年第8回会津美里町教育委員会5月定例会議事録の承認について

令和3年第9回会津美里町教育委員会5月臨時会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第20号 専決処分の報告について（会津美里町図書館協議会委員の委嘱について）

報告第21号 専決処分の報告について（会津美里町学習支援員の委嘱について）

議案第52号 会津美里町学校給食センター調理・運搬業務プロポーザル審査委員会設置要綱

議案第53号 会津美里町町立小・中学校学習用タブレット等貸与規程

議案第54号 会津美里町教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

議案第55号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について

議案第56号 特別支援教育就学費交付対象児童生徒の認定について

議案第57号 会津美里町教育委員会教育長職務代理者の指名について

議案第58号 令和3年度会津美里町奨学生の決定について

5. 協議事項

(1) 令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 議会6月会議について

(2) 共催・後援承認依頼について

(3) 児童・生徒に関すること

(4) 教職員に関すること

(5) 生涯学習に関すること

(6) 教育関係施設に関すること

(7) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(8) その他

7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午後1時28分

1. 開会

教育文化課長 令和3年第10回会津美里町教育委員会6月定例会を始めたいと思います。

教育長 会期を1日といたします。
出席委員は、委員全員でございます。
出席説明者は、松本課長、福田主幹、金川主幹、渡部補佐、鵜川補佐の5名です。
議事録署名人は、出席委員全員でよろしくお願いをいたします。

2. 議事録の承認

教育長 令和3年第8回会津美里町教育委員会5月定例会議事録の承認についてを議題とします。事務局より説明ありますか。

(「いえ、特にございません」の声あり)

教育長 自身の発言など中心に見ていただき、何かありましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、令和3年第8回会津美里町教育委員会5月定例会議事録は承認とさせていただきます。

令和3年第9回会津美里町教育委員会5月臨時会議事録の承認についてを議題とさせていただきます。ご意見、お気づきの点ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

異議がないようですので、令和3年第9回会津美里町教育委員会5月臨時会議事録は承認といたします。ありがとうございました。

3. 教育長報告

教育長 教育長報告ということで、資料の3、4ページをご覧くださいと思います。
5月25日までは職務代理者、26日以降は私の報告事項となります。特に説明を加える事項についてはございません。ご質問等ございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
 それでは、教育長報告は終了させていただきます。

4. 審議事項

教育長 4の審議事項に参りたいと思います。

◎報告第20号

教育長 報告第20号「専決処分¹の報告について（会津美里町図書館協議会委員の委嘱について）」を議題といたします。
 報告に至った経緯なども含めて、事務局より説明をお願いします。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 資料の修正をお願いしたいと思います。専決処分書の「会津美里町図書館協議会委員の委嘱について」とあるところですが、図書館条例の10条第2項「教育委員会が任命する」、こちらを「委員の任命について」と修正をお願いします、下段の2番「委嘱期間」を「任命期間」と修正をお願いいたします。

教育長 委嘱を任命に、条例に従い修正していただきたいと思います。
 事務局より説明をお願いします。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 （報告第20号「専決処分¹の報告について（会津美里町図書館協議会委員の任命について）」説明）

教育長 本来であれば4月1日からの任期の始期となりますので、専決処分をさせていただいたものであります。
 報告であります、疑問点やご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
 報告第20号を終了させていただきます。

◎報告第21号

教育長 報告第21号「専決処分の報告について(会津美里町学習支援員の委嘱について)」を議題といたします。
報告に至った経緯も含めて、事務局より説明をお願いします。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 (報告第21号「専決処分の報告について(会津美里町学習支援員の委嘱について)」説明)

教育長 6月1日よりお願いしなければならなかったために、私が専決したものです。報告ですが、疑問点等ございましたらお出しいただきたいと思います。

教育文化課長補佐 支援員の候補者ということで、追加公募をさせていただいたところ、この方々が応募され、1名を除き教員のOBです。1名の方は音楽を専攻されており、こちらの方も学習支援員ということでご理解いただきたいと思います。

教育長 補足説明がございました。改めてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 新たな取組ですが、10名の方を委嘱したということで、ご了解をお願いしたいと思います。
報告第21号を終了いたします。

◎議案第52号

教育長 議案第52号「会津美里町学校給食センター調理・運搬業務プロポーザル審査委員会設置要綱」を議題とさせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第52号「会津美里町学校給食センター調理・運搬業務プロポーザル審査委員会設置要綱」説明)

教育長 ご質問があればお願いをいたします。

委員 確認です。本町の委員会の設置要綱は、第三者が組織するだけで、委嘱も任命もないのですか。単純に組織するだけで、ほかの規定は同じような規定でしたか。

教育文化課長 プロポーザル審査委員会の場合にはこのようなやり方です。

委員 分かりました。気になるのは、委員長、副委員長など、会議記録等、いつも選考して事務局が事務を執るなど、何か規定つくるが、プロポーザルのときはやり方が

違うのですね。プロポーザルで特別難しくする必要は全くないのですが、規定上ではどういう取扱いをしているのかと気になったのですが、プロポーザルに関してはこういう取扱いをしているということ。

教育文化課長 はい。新鶴こども園のプロポーザルのときも同じやり方です。

委員 ほかと整合性が取れていれば問題ない。分かりました。

教育長 この事業ということだけではなく、他の部局とも整合性が取れているということでもよろしいですね。

教育文化課長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

委員 はい、分かりました。

教育長 ありがとうございます。
そのほかご質問、ご意見ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、特にないようですので、議案第52号については提案のとおり決することでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
提案のとおり決することといたします。

◎議案第53号

教育長 議案第53号「会津美里町立小・中学校学習用タブレット等貸与規程」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第53号「会津美里町立小・中学校学習用タブレット等貸与規程」説明)

教育長 ご質問あればお願いいたします。

委員 2点質問です。1つは、13ページの第9条2項の7号。「教育委員会や別に定める学習用タブレット活用のルール等」とあり、これは、「教育委員会や」といっていますが、教育委員会の何が、何にも述語なくていいのかなど。別に定める学習用タブレット活用のルール等というのは1つ出ていますが、「教育委員会や」というのは何を表すつもりでいたのか。この表現の意味がよく分からない。

2つ目は、14ページの11条に経費負担がありますが、要するにどういう家庭でも自分で払う形になるわけですが、確かに就学援助とか何か受けている人たち、家庭、世帯、そういう人たちに貸与を許可するというのは、それで貸すというのは分かりませんが、払えないので使わないというケースが出てこないのかと。逆に言うと、そういったときの不公平感みたいなのは対処できるのかと。

教育長 2点ございました。1点目ですが、第9条第2項の第7号、教育委員会や別に定める学習用タブレット活用のルール、日本語的には主語が欠落して、意味が通じないということです。整理が必要かと思いますが、事務局から代案等ございますか。

委員 教育委員会が定めるルールという言い方なのか、教育委員会だったら何を表そうとしたのかなという意図が分からない。

教育長 「教育委員会」までは間違いないのですか、「や」ではなくて。

委員 そうではないですね。別に定めるルールがあって、教育委員会も横にあると単純に理解したので、それには言葉が足りないのではないかなというだけの話。

委員 「学校」はどうなのですか。「校長は」とか。

教育文化課長 私はそう思っていたのですが、教育委員会や学校でルールを定めた場合、そのルールに反するものと思っていたので、教育委員会や別にとは、別な学校なのかなと思ってはいたのですが、言葉的におかしいと思います。

教育長 もしそのように重複というか、段階を追って規定するのであれば、教育委員会が定めるルールと書いておいて、その他については校長が定めることができるみたいなものがどこかにないという感じがしますが。

教育文化課長 教育委員会や学校が別に定めるというふうにすればよろしいですか。

委員 教育長がおっしゃったように、この利用等、いろんなものについて教育委員会が一番に来るものだと思うのです。だから、それが一番なので、別に定めた学校のルールというのが同じレベルではないと思うので、教育委員会が定めたルールに反するということと、あと若干何かあった場合ですか。学校でその他を定めるということがあるのかどうか分かりませんが。

教育長 いかがでしょうか。もう少し細かいものを定める可能性もあるかということですね。

委員のご意見を伺い感じたのですが、教育委員会は何かこれより細かいルールを決めるということは実際想定されているのですか。これ以上この規程にないものを細かく決める方針があるのかどうか。

教育文化課主幹兼指導主事 教育委員会が。

教育長 はい。

教育文化課長補佐 学校が別に定める。

委員 例えば、学校が個別に何かあるのかなというふうに想定はできますが、裁量から学校に任せられる。

教育文化課長 教育委員会が必要な事項は別に定めるというのが第17条にあるので、ここは学校が別に定めるという部分だと。

教育長 「教育委員会や」ではなくて、「学校が」という表現で間違いないということでしょうか。

教育文化課長 はい。

教育長 委員、それだと意味通りますでしょうか。

委員 それでいいかどうか精査をしてもらったほうがいいかもしれない。不要だったらやめればいい話ですし、そこは検討してもらったらいかがです。

教育文化課長 ちょっと検討については。

教育長 既に発出しているのですか。4月1日から遡ってと書いてありますが。

教育文化課長補佐 学校に対してはこれを提示して、タブレットを使ったりしております。

教育長 これを基に動いているわけですね。問い合わせがあったことはなかったのですか。

教育文化課長補佐 ありません。

委員 遡って適用するなら、検討して、変えてもらっていいと思います。

教育長 いろいろ意見、ご要望いただきましたが、9条の2項7号については表現を精査

しながら、学校が別に定めるという方向性でいいかどうか精査しながら、文言を整理した上で再度学校宛てに通知するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

もう一つ問い11条の経費負担の部分です。払えない家庭のお話ありましたが、これについて事務局答えがあればお願いします。

教育文化課長 モバイルルーターにつきましては、就学援助の受給世帯のうちの希望する方への貸出しということで、就学援助費の中に通信料が今年度から含まれるようになります。全額ではなく、年額で最大1万2,000円ということで、就学援助で援助するよう予算措置されております。全額ではないので、出したところで払えなかったらどうするのだとなれば、就学援助で援助するので、支払いをお願いするしかないのです。

委員 教育委員会とすればそう思うのですが、実態としてそれが駄目だとなり不公平感が出たときにどう対応するかという話は、出てくるのかなと心配をただけです。確かにこういう手当てはされていることはもちろん分かった上でトラブルがあったときの対応の仕方ということですよ。そこは想定されているのですか。

教育文化課長 まだそこまで想定しておりません。他町村等がどういう対応しているか聞きながら、進めたいと思っております。

教育長 1万2,000円ということは、月額1,000円ぐらいでしか見ていないということですよ。実際に活用が始まった段階で不具合が出れば、負担が増えないように手当てができるかどうかも含めて検討するということですか。例えば遠隔授業をしなければならぬ部分、家庭で学習するような場合に通信料が払えないために、家庭で学習できない状況が生じる危惧はないのかということだと思っております。

教育文化課長 なくはないと思いますので、対策については再度詰めていきたいと思っております。

委員 不公平感が表に出ないように進める必要があると思う。そうしたケースがゼロではないような可能性も考えられるので、心配がゼロではないので、そういうふうにならないようにだけ。

教育文化課長 お金が払えないから、希望しないという場合もあるのかもしれない。

委員 それもありますよね。希望としか書いていない。

教育文化課長 お金に関わらず希望しない場合もあるかと思っております。例えば、インターネット関係怖いから、好きではないとか、そういったご家庭もあるのかもしれないので、でき

るだけ不公平感がないようにということではありますが、いろいろな事例に合わせて検討したいと思います。

教育長 ご指摘いただいた点、課題になっていくことだと思いますし、具体的に家庭に持ち帰っての活用の在り方も含め、もう一度精査しなければならない部分かと思うので、今回条項上はこう定めたとしても、実際の運用面で児童生徒、保護者に過剰な負担がかからないような検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 ありがとうございます。

委員 モバイルルーターの通信会社との契約及び設定は、利用者が行うと書いてあるのですが、設定をするというのはパスワードやIDを設定するということなのか。もしそうであればルーターを持っていることが周りの子に分かったりすると、そのルーターにつないでゲームをするなども考えられることだとは思いますが。

教育長 事務局、利用制限、セキュリティーの部分で何かありましたら。

教育文化課主幹兼指導主事 指導しかないのかと。情報モラルにしても、ルールづくりというか、ルールに沿った指導、普通の校則と一緒に、ルールをつくるまで指導しながら、具体的な事例を示して指導していく、そういう対処がいいのかなど。難しいですよ。

教育長 実際には指導にかかるしかない。一部の自治体で持ち帰りに踏み込めない理由として、自分のを使わず子供のもので無理やりやってしまうとか様々な心配があると。通信料は個人負担なら構いませんが、それが公的に扶助している部分でそんなものが起こった場合にどうするのだとか、様々な課題はありますので、ご指摘のとおり心配される使い方にならないように、現実的には指導で対応するしかないのでしょうか。その辺のことまで9条2項には書いてはいないのですか。

委員 そういうところを規定で制限すればいいのですよね。

教育長 第4号とかとありますよね。例えば貸与物品を教育又は学習活動の目的以外に使用することと。

委員 使用してはいけない。これで規定条項を入れて、それで外れた人はそこで対処するしかないと思うのです。

委員 貸与規程では、細部まで規定できないので、指導主事が一生懸命指導される。

教育長 貸与規程上これ以上規定するのは難しいので、条項に従い、具体的な指導の部分

で対応できるように学校にお願いしながら進めるしかないと思いますので、主幹兼指導主事、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育文化課主幹兼指導主事 承知しました。子供を通じて保護者も指導できるように。

教育長 よろしいでしょうか。そのほかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですが、今後実際に学校で活用を進めていく中で不具合が生じたりして、修正を余儀なくされる部分も出てくる可能性もありますので、今回はご指摘いただいたところを除き、お認めいただく方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

ご指摘ありました点について修正をお願ひし、実際の運用について検討しなければならぬところがありますので、よろしくお願ひいたします。議案第53号につきましては、提案のとおり決することとさせていただきますと思ひます。

◎議案第54号

教育長 議案第54号「会津美里町教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第54号「会津美里町教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」説明)

教育長 ご質問、ご意見あればよろしくお願ひいたします。特にございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

議案第54号につきましては提案のとおり決することといたします。

◎議案第55号 (非公開)

◎議案第56号 (非公開)

◎議案第57号

教育長 議案第57号「会津美里町教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第57号「会津美里町教育委員会教育長職務代理者の指名について」説明)

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないようでございますので、議案第57号につきましては提案のとおり決することとさせていただきます。ありがとうございました。

5. 協議事項

教育長 令和2年度の会津美里町教育委員会の点検・評価について、事務局より説明をお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価について」説明)

教育長 説明は省かせていただきましたが、資料1、「子ども教育の充実」から始まる内容につきまして、皆様方からのご意見等を朱書きで反映させてから訂正したということですが、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員 まず、情報教育の充実についてですが、タブレットを配布したということですが、今SNSとかでいじめや何か、連れ去りとかいろいろあるのですが、それについてのセーフティーネットというか、教育というのか。そういうのについては何回かお話ししているのですが、各学校によっては情教とかいろいろやっぺらっぺらとところはるかと思っておりますが、そういうのを教育委員会として一文上げておく必要があるのではないかなと思ったところです。

あと、9ページの道徳教育ですが、実績の(2)の会津美里町の歴史副読本知っている、そういうことについて郷土愛を育む資料としたとあるのですが、私はこの間授業を参観させていただきました。6年生の子どもたち、2時間続きで、全然飽きずに受けていたのです。すばらしいと思いますが、あれはやはり総合学習の中のものかなと思って、また総合学習として取り扱っていたみたいなのです。だから、道徳教育としてやる場合には慈眼大使について、郷土道徳資料として編集し直して、地域教材として道徳の資料として作り直していく。気持ちは分かるのですが、あれ

を道徳教育の資料としてみなすことはできないのではないかなというのが1つです。

もう一つは11ページ、環境教育の推進ですが、環境教育の(2)番ですが、環境というと施設の安全みたいなのですが、実は自然エネルギーとか、この環境をいかに持続可能な中で持続させていくかと、そういうのが今問題視されているように、温暖化とかが環境教育のもともとのことだと思うのです。ですから、(2)はちょっと違う。これは、施設点検で、環境教育ではないと思うので、ここは絶対に外さなくてはいけない部分なのではないかなと思いました。以上3点です。

教育長

委員から3点ございました。7ページ、情報教育によって、いわゆるセーフティネットを含めた子供たちへの情報モラル教育の部分を入れてやっていると入れたほうがいいのかというご意見、9ページの道徳教育では慈眼大使についても資料に関しては道徳として扱うものではない限り不要なところがあるので、道徳として扱う部分については資料の再編をする等が必要ではないかというご指摘、最後に11ページ、環境教育に学校施設設備の点検等については、環境教育の中身ではないということで、これもカテゴリーエラーではないかというご指摘です。

事務局から何かございますか。

教育文化課主幹兼指導主事

1点目は、再度調査して各教科での情報モラル教育で不足というか、そういう状況があるのかということと、実態等踏まえて足りないということであれば、そういった政策というか、項目を起こして追加して指導しているということで、教育課程と実態を照らし合わせて検討させていただければと思います。

2点目の道徳教材に関しても検討させてください。中身を見て、道徳教材として適正なのかどうかということも考えたいと思います。

最後の自然エネルギーだとかSDGs等だと思われるので、この辺の取組状況を記載、修正を加えたいと考えます。

教育長

それでは、どうでしょう。委員、そんなところでよろしいですか。

委員

はい、お願いします。

教育長

教育課程等の実態や各校での実施状況などを見ながら、委員ご指摘のように修正できるときには修正するという方向で整理をさせていただきたいと思います。

そのほか資料1についてお気づきの点ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

では、何かありましたら事務局にお申出いただくということにして、資料2の生涯学習関係について、事務局より説明をお願いします。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長

「生涯学習の充実」を説明したいと思います。後に「生涯スポーツの充実」、また「地域文化の振興」につきましては課長補佐から説明させて

いただきます。

教育長 70分過ぎました。どこかで休憩は入れたいと思うのですが。

(「そうですね」の声あり)

教育長 途中になりますが、10分程度休憩を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、2時50分から再開ということをお願いしたいと思います。

休 憩 午後2時40分

再 開 午後2時50分

教育長 予定の時刻になりましたので、再開させていただきます。
それでは、「生涯学習の充実」について、事務局より説明をお願いします。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 ((1)「令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価について」資料により説明)

教育長 事務局から説明いただきましたが、続けますか。
では、次の3、「生涯スポーツの充実」から以降、説明をお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価について」資料により説明)

教育長 区切りながら進めていきたいと思います。まず1ページ、基本施策1、家庭教育の推進というところの学習機会の充実、それから2ページの家庭、地域、学校等の連携、3ページの家庭の日の普及啓発、ここまででいかがでしょうか。お気づきの点ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 4ページ以降の基本施策2の青少年の健全育成、青少年活動の支援、子どもの良好な生育環境の確保、放課後子ども教室の充実がございまして、9ページまでのところでお気づきの点ございましてでしょうか。

委員 6ページですが、評価の3つ目の白丸とか、5番目とか6番目などは実績に当たらないかなと思うのですが、書きぶりが機会となったとか、向上につながっ

た、魅力を発見することができたということで、これらの文言は内容的にも実績に入っていたほうがいいのかなど。

5ページの(5)番に本郷生涯学習センターについて、4番は各センターがあるのですが、その中にも同じような形で今の3つは入れていったほうがいいのかなどと思って、評価としてはそれらを含めた形で評価の文言は入っていけばいいのかなと思ったのですが。

教育長 6ページの評価の項目3つに具体的に言及されながら、実績を含めたほうがいいのかという内容整理の話がありましたが、事務局いかがか。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 整理させていただきます。

教育長 ご指摘のあった白丸の3つ目、5つ目、6つ目については内容的には実績の(1)から(6)までの中で関連するところに含めながら、改めてそれらに関するよい評価の文章をこちらに新たに記載するというので、事務局よろしいか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
そのほかのところはありますか。

委員 7ページの上から2つ目の黒丸ですが、最後の文言に今後の事業実施においても課題は多いというような形なので、評価としての文言というよりは課題は多いという、実態みたいなので。

教育長 全てを総括するような終わり方にするというので、ここは感染症による事業を思うようにできなかったということですが、もう少し違う表現に改めて、あまり言い方が大きくならないように修正いただくということをお願いしたいと思います。
そのほか8ページ、9ページからのところでないでしょうか。よろしいですか。

委員 今の7ページの上2つの黒丸ではなく、もう一つの黒丸があるのですが、その最初に青少年教育の支援になっているのですが、これは青少年の成育環境の確保の支援なのか、それとも、青少年教育の全体をいっているのか、その辺教えてください。

教育長 青少年教育の支援という文言についてはと書いてありますが、これでよろしいのか、くくりが子どもの良好な成育環境の確保というところですので、もう少し、違う表現のほうがいいのかというご指摘ですが、どうでしょうか。例えば子どもの良好な成育環境の確保も次の説明文3行にあるように、青少年の健全育成ですよね。

教育文化課長補佐 はい。健全育成の支援という意味合いを持ってはいたのですが。

教育長 例えば表現としては、少し大きなくくりになりましたが、青少年の健全育成についてはとことなということなのか。同じことですね。一番上も健全育成を図るため、関係機関と連携し、取組を推進しと書いてありますから。

教育文化課長補佐 例えば青少年教育についてはというような表現のほうが、健全育成についてはのどちらかかなとは思ってはいたのですが、ただ想定としては連合PTA、保護者を含めながら講演会などを予定してはいたのですが、コロナ禍もあり、今現在実施できていない状況もあるということで、表現としては直接的ではないにしろ家庭教育の導入として、そういう視点が必要だろうという考え方ではあったのですが。

教育長 結局子どもの良好な成育環境の担保というところに書いてある3行の中身を見てみると、例えば有害情報に関する社会環境の浄化活動や、意識啓発であったりとか、メディアコントロールとかについて何も実績がなくて、いきなり評価の悪いところから来ているというところになるわけなのですが、取組で上げたらここに上げられないということなのですね。

教育文化課長補佐 そうです。

教育長 であれば青少年教育の支援というくくりが大き過ぎるので、委員がご指摘になられたようにもう少し具体的な部分、例えばここに書いてあるメディアコントロールや有害情報に関する社会環境の浄化についてはとか、何かそういうふうなことのほうが適切なのかどうかご検討いただきたいと思います。その辺でよろしいですか。

委員 はい。

委員 公民館長からも整理をされるという話あったのですが、評価と実績と、全体を見て、バランスがあまりにも悪過ぎるのではないかなと。実績がすごくたくさんありますが、評価とバランス取れているかというところでもないのです。だから、この掲載の仕方が、全てにかかってしまうのですが、あまりにも数が多過ぎる部分と数が少な過ぎる部分と含めてです。それは、事業によって変わるのもしようがないと思うのです。ただ、あまりにも実績の数が多かったり、評価の数が多かったりして、整理されていいことだと思うのです。つまり細かい実績とか評価がそれぞれに列挙すればいいのではなくて、これとこれはまとめられるというのがあるような気がするのです。だから、これを一個ずつやっていくのはなかなか至難なのかなと。

教育長 確かにそうですね。実際の実績があるもの、ないもので差はあると思いますが、7ページで私どもが見た子どもの良好な成育環境の確保なんていうのは中身が薄いので、こういう形になるわけですが、それ以外の青少年活動の支援とか、8ページ、9ページの中身は非常に盛りだくさんになっているのですよね。

委員 そうですね。10ページは実績だけで8個あるわけです。学習センターそれぞれに

上げているからこうなるのでしょうか、事業をやっているだけでなく、実績として評価の裏返しなわけです。この実績があつて、ではそれをどう評価するか。事業したことをそのまま実績というのではなくて、評価の裏返しでもあるわけですから、もう少し集約されてもいいのかなというようなのが一番です、考えとしては。

教育長 前に見た資料1も含めて、実績という捉え方なのですが、これは実際に施策の事業結果としてやったこと全て上げるような方向でいっているのでしょうか。

教育文化課長補佐 全てを上げてはいないのですが。

教育長 全てではない。

教育文化課長補佐 はい。確かに委員おっしゃるように薄い部分ほうんと薄いのですが、やっている部分は多過ぎて、これでも載せ切れないうらいあげているのですが、ただ今のお話を伺いますとやはりまとめることは当然必要なのかなと思っております。

教育長 施策について当然目標があつて、その目標をカテゴリーごとにこんなふうな施策で展開していきますというのがあつて、そこに実績がずらっと書いてあるのですが、それが目標に直接結びつく評価をするときに、必要な実績、項目なのかどうかというところで整理するという。多分委員が今ご指摘になったのはそういうところのかなと思うのですか、施策の展開でやったこと全て書くのか。そうでなくて、実際非常に効果があつたこと、あるいは課題として残ったことなどを中心にして実績のところを掲げていくのかという。成果に結びつくものでしょうね。

委員 コロナに関する表現がたくさん出てきますが、コロナは今の社会状況からすれば避けられない状況ではないですか。そのせいで何かできなかったか、できたか、もしくはそれに対して対応だと言いますが、今後に関してコロナは直接ではなくて、これにも出てきますし、新生活様式みたいな言葉を変えて、これからの社会の在り方は変わってくるかもしれないですが、それはコロナに限らないわけです。だから、そういうのでコロナに集約することが逆にいいのかなと思って気にはなりません。

委員 私もそう思っていたのですが、それをやってしまうと結局書くところがなくなってしまふのかなと思って、でもここだけは実績のほうに戻るのではないかなと思ひ発言したのです。教育長がおっしゃるように、例えば青少年活動の支援となつたらこういう3行があるわけです。ここの3行について一体いつ、育むために地域の自然や文化、伝統行事、ボランティア活動等の体験的な学習機会の充実、社会性、コミュニケーション能力を向上させるための学習機会の充実を図るというのが下位目標になっているわけです。青少年活動の支援の中にこのことが大きな目的になっているのです。だから、その目的に向かい、目標に向かって実績、こういうふうに行ったとなつてくると思うのです。それで、今3行の中に書いてあることについての評価が結局コミュニケーション能力を向上させる学習の機会を充実させたのかどう

かというのが評価になってくるし、地域、自然や文化、伝統行事、ボランティア活動等の体験的な学習機会の充実をさせたのかというのが評価に入ってくるころだと思うので、やはりその辺の精査が必要だなと。ただ実績のところを全部削ってしまうと書くところがなくなってしまうので、評価のところは今の目標のところから鑑みて、コンパクトにまとめられていったほうがいいのかと思っています。

教育長

ありがとうございます。今ご指摘いただいた5ページ、6ページの青少年活動の支援の例を取りますと、評価のところにも白丸がいっぱいあり、先ほど実績に入るのはないかとお話がありましたが、例えば下位目標のところでご指摘があったコミュニケーション能力の向上とか社会性とかというのがありますし、あるいはボランティア活動等の体験的な学習機会の充実とありますから、6ページの評価のところで見ますと例えば2番目のベルマーク運動とか、あるいはヤンボラとか、そういうところはまとめてこういう事業を通して、子どもたちの体験的な学習の充実を図ることができたというのは多分評価になってくるのかなと思うのです。そういうくくりで、もう少しここは全体的に分量なんかに配慮しながら、コンパクトにまとめるほうがよろしいという意見が多いような気がするのですが、いかがでしょうか。そういう方向で修正できそうでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

委員の皆さんもよろしいですか。そんな方向で、また整理していただいて。

(「はい」の声あり)

教育長

8ページ、9ページまでのところをそんなふうにお願ひできればと思います。次に、10ページからの施策3です。生涯学習の推進ですが、同様に実績が多過ぎるのではないかという話もあります。確かに今話した観点で言うとそのとおりのところもありますが、ここで書きぶりは同じように整理していただくという前提の下、内容的なところでお気づきの点があったらご指摘をお願いしたいと思います。15ページ、16ページの頭のところまで、施策3のところでお気づきの点あればお願いしたいと思います。

委員

11ページの評価なのですが、評価の一つ、美里楽園のところですが、これは委員の意識を高めるためではなくて、それを通して委員による運営委員会を3回開いたことによって、自分たちの適したというか、そういう計画立案ができてきたのではないかというところが大事なところではないかと。委員の参画によって、自分たちの自適ではないですが、そういうような計画ができていくというようなことが評価になってくるのであって、委員の意識が高まってきたというのではないのではないかと。一次的なことであって、二次的な、最終目標はそういう計画立案をさせるということだと思うのですけれども。

委員 11ページも同じですね。実績と評価が入り乱れている。

教育長 そうですね。ここのところも一つ一つの内容というよりは、先ほどと同じように書きぶりですね。例えば10ページの生涯学習講座の充実というところを見ると、3行にわたって狙いが書いてございますから、ここの狙いにあるように、語尾がこの狙いがどうだったかという普通書き方としては、捉えになるかと思しますので、何々を通して、例えば町民の学習意欲の高揚が図られたとか、町民同士の交流や広がりや地域の活性化が図られたとか、生涯学習講座の充実についてはこれをさらに取り組んでいく必要があるとか、そんなただ目標に対するやっぱり表現になってくるでしょうか。ということで、ここら辺もコンパクトに整理いただければと思います。

特に内容についてなければ16ページ以降、今度は3、「生涯スポーツの充実」のところですが、基本施策1の生涯スポーツ、レクリエーションの振興、これについては16、17、19の上の真ん中までですが、何かございましたらお願いいたします。

委員 17ページの評価の2つ目の黒ポチですが、これはこの文言に対してというよりは、最近やはり高齢化が進行していて、どこかに書いてありましたが、年金支給の年齢が高くなり、いろんな意味で高齢者自身も参加することができなくなっているというところもあったのですが、子供たちも少子化なので、ここのところにスポーツ少年団の会員が年々減少しているというのはもちろんそういうこと、少子化もあるし、それから子供たちが忙しくなっているし、いろんな興味あることをたくさん習ったり、やれる機会がたくさんあるということなので、スポーツ少年団に入っているだけが主ではなかったと思うのです。言いたいことは、何か会員を獲得するということは、これからの課題にはなっていくのですが、獲得や、増加というのは難しいところあると思うのです。だから、逆に活動の充実とか、何かそういうようなところにも目を向けた課題というか、今後の取組というのにも必要なのではないかなと思うのですが、これから先人数はもうそんなに、増えないと思うのです。だから、参加した人たちが本当よかったねというような、そういう内容の充実をどうしていくかということも大事なことなのではないかなと思ってお話ししました。

教育長 ありがとうございます。例えば1行目の最終のところから新規会員の獲得を目的とすると、こういう露骨な表現をせず、こういう公共機関、学校が周知することによって、少年のスポーツ振興を図っていくとか、いく必要があるとか、そういう表現にしたほうが良いということですよ、少子化は当たり前のので。

教育文化課長補佐 分かりました。

委員 結局もう増えていかないので、減っていけば減ったなりのスポーツの在り方ということではないのか。会員の増強を目的とすることは、もう不可能だと思うのです。だから、そういうことは触れないようにして、減少するということは想定した上でスポーツの取組を上げるとか、中身の問題を課題として上げたほうが良いという話ですよ。

教育長 同様なご指摘ございましたので、修正方よろしく願いいたします。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 他の委員はこの辺ご専門に近いところで、何かありますか。

委員 前回も言ったと思うのですが、子供たちの運動離れ、スポーツ少年団だとどうしても競技性というものが求められるものがあるのですが、それ以外で運動離れの子供が非常に多いというところを入れるような内容になってくればなどは思います。

教育長 ありがとうございます。学校教育との境界的な中身にはなってきますが、学校教育というか、資料1には何かそれに近いような中身は入れたのでしたか。子供たちの運動不足解消のためには何とか。この間委員からご指摘ありましたよね。

教育文化課主幹兼指導主事 掲示物の工夫だとか、運動した成果の見える化を行って、やって楽しいと感じさせる経験とかを積みせるということと、あと自ら運動する習慣化ということで加えさせていただきました。

教育長 では、そちらのほうに取り込んでいただいたということで、こちらは生涯スポーツという観点から、いわゆる競技スポーツに特化したような表現になっていますが、それでよろしいですね。

委員 はい。

教育長 ありがとうございます。
続いて19ページの下からですが、基本施策2、スポーツ施設の充実というところで、21ページの中段までですが、お気づきの点ありましたらお願いいたします。

委員 このところは実績と評価と課題が整理されていて、この部分がモデルになっているのです。全体にこんなかんじになると。

教育長 これくらいが。

委員 そうです。このくらいだと言ったとおりなのです。

教育長 では、このくらいをモデルにして修正すると。

委員 さっき言ったように、実績ははしょってしまわなければいけないと思いますが、評価はその中での本当に評価として上げられるものと、あと課題として上げるのでまとめていくといいのではないかという気がしますけれども。

教育長 たくさん実績があり、逐一上げたい気持ちを抑えながらまとめてもらって整理する。

委員 そうですね。

委員 19ページの上の段で評価の中、3つ目の白ポチで特定非営利活動法人の連携を強化することができたという評価と一番下、黒ポチの。何か別なことを言っているのか。それぞれ全く真逆のことを言っているようなのですが、何か別な理由が、意図しているのか分からなかったのですが、同じことを対象にして別のことを言っているということではないでしょう。

委員 これ同じ意味だと思いますよね。

委員 だから、分からないのです。

教育長 確かにそうですね。白丸の3つ目と黒丸の2つ目を比較したときに。

委員 ええ。何か同じ次元で反対のことを言っているのだとすると、ちょっと困るかなという気がしますが、どちらか、正しいとかという話ではないにしても、どちらかにまとめたらいいのではないですか。例えば黒丸やめるか。

教育文化課長補佐 そうですね。この趣旨は、クラブ衆が行っている体育競技、新しい競技とか、ほかの大会も開催しているのですが、そういう活動がどんどん、どんどん広がってきていて、体育協会とか、そういう固定化した大会のほうが少ないようになってきている。そちらに移行するのは、スポーツをする方の多様化も進んでいるので、そういう部分はいい、よいことだとは思ったものですから、どちらかという上白丸のほうに正解のような意味合いを感じております。

委員 でも、今課長補佐が言われたように多様化が必要だと、多様化のために黒丸が必要ならば、多様化を進めるような努力が必要だというならここは分かります。白と黒が全く同じことを言っているのはちょっと問題が混同してしまう。下は別に言い方、違う次元で話をしたらどうですか。話というか。

教育文化課長補佐 上のほうがどちらかという本質的運営のことを言っていて、黒丸では多様化をこれからさらに進める必要があると。

委員 だから、言葉が、そういうふうにして全く違う次元だとまだいいと思うのですが、これも、これ同じことを何か真逆のことを言っているのではないかという指摘。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 実際昨年とか教育文化課の生涯学習係長とか、また公民館

の係長、またクラブ衆と定期的に情報交換しながらというところを進めてきているところはあるので、白丸は生かしていただいて。

委員 白丸生かして、黒丸を生かす問題点があるというならば別な表現をするしかないですよ。

教育長 上では連携を強化することができたと言っているわけだから、下にさらに連携を強化して、何々を果たすようにというところを、若干気になる表現でありますから、そこを別な表現に変えることができるのか。

それから、あと18ページの地域別スポーツ活動の支援のところの目標と照らし合わせたときの書きぶり、その辺も気にしながらちょっとこの黒丸の表現変えるような方向のほうがよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育文化課長補佐 はい、分かりました。

教育長 ありがとうございます。

委員 そういうことになると、18ページの上の評価の白丸が2つ、うんどう教室等、これもまとめられるということですよ。

教育長 そうですね。

委員 このうんどう教室の上、学習センターが事業として取り組んだことと出前講座でやったことで、それで町民の健康増進にしたというところは、ここも1つにまとめられると思うのです。

教育長 そうですね。どちらも、しかも語尾は健康づくりへの意識がさらに高まったと同じような語尾です。その整理等もお願いいたします。中身は若干違うのですが。

それで、21ページの下段ですか、基本施策3から、スポーツを通じた交流の促進、23ページまでのところでございますか。

委員 22ページの実績の(1)ですけれども、ふれあいウォークはできなかったと。しかし、それに代わる事業としてと書かれているのですが、それに代わってはいないのです。一部でありますよね。新鶴限定というか。だから、そこは整理が必要かと。

委員 これは、規模を縮小する意味でここに限定したのですよね、意味合いは。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 新鶴生涯学習センターの代わる事業というのは、運動会に代わる事業としてウォークを実施したのです。ですから、上の部分と下の部分は比較しては駄目かなというところで。すみません。

教育長 では、しかしではないのだね。しかしではないという。

委員 規模を小さくするために、新鶴地域で限定したと思った。そうではないのだ。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 何かやってくさいといった中で、いろんな地域の方と検討した結果、ではふれあいウォークもできなかったから、新鶴バージョンのウォークをやりましょうというところで。

委員 ふれあいウォーク2020がこれに代わったわけではありませんということなのだね。

教育文化課長補佐 私が勘違いして、代替事業を間違って入れました。これ（2）番の下なのでね、簡単に言えば。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 そうですね。ただし、新鶴生涯学習センターについてはというところで、唯一それだけを残したい。

教育長 では、これは（2）を一番上に上げてですか。

教育文化課長補佐 そういうカテゴリーでもいいのですが、このふれあいウォークはウォークで終わらせて、各生涯学習センターにおける大会の中にこの新鶴健康ウォークを入れて。

委員 そこに入れてしまえばいいですよ。そのほうがいいですよ。

教育長 では、そういう理解でいきましょう、整理して。

あと、この評価の後ろの2つ目も当然具体的な細かいところも実績としか捉えられない中身も入っているので、これも上を整理した上で、スポーツイベントの開催については感染症の影響によって、実施できないものもあったが、新たに新鶴健康ウォークなどを行ったことにより交流の促進が図られたとかというようなことに多分なってくるのだと思うのです。

教育文化課長補佐 はい、分かりました。

委員 これスポーツ大会ではないのです。スポーツイベントですね、大会になっているけれども。

教育長 イベントですね。スポーツイベントというような言葉を使っていますね。

では、そういう整理をお願いいたします。

それでは最後に、24ページ以降の文化財の保存、活用、地域文化の継承、ここを最後まで行きたいと思いますが、ここのところをお願いいたします。

委員 25ページの(5)番の会津美里町副読本がまた出てきたのですが、町内の小学4年生に配っているのにもかかわらず、26ページは6年生の授業を行ったみたいなので、この辺が整合性どうなのか。

教育文化課長補佐 すみません。配付は4年生を対象に行っていて、実際活用するのは6年だったりするのです。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 5年生から使っているのですが、天海さんの授業は6年生だけ。

教育文化課長 天海さんの授業と書かず、「知ってる？会津美里の歴史」ということでしか書かないので、歴史副読本を使つての授業というところで。

教育長 残すとすれば、あえて配付に4年生は要らないとか。町内の小学生に配付したと。

教育文化課長補佐 毎年継続でやっているのです。

委員 この歴史副読本が活用されたということが分かればいい話でしょう。どこかで、だからまとめて少し表現したほうがいいのではないですか。

委員 実績その下にもありますよね。天海さんがまた出てくる。

委員 一番推しているから。それは分かりますけれども。

委員 ただ、文化財の活用という中にはそういうのは入っていないですよ、目標とかは。だから、どっちかに分ければいいのではないですか、何回も書かずに。

教育文化課長補佐 ここでは歴史文化の周知と醸成の中で「知ってる？会津美里の歴史」と書いてあるので、これは入れないと。

委員 そうすると、文化財の有効活用のところではまた天海さんの授業だとなって、その辺は要らないかと思って。

委員 25ページの評価のところの一番上です。また、この発掘調査の終了後、予定どおり開発部局に現場を引き渡すことができたって、評価ではなくて、実績でも同じものがありますが、役所側の話であって、表現されること自体が違和感あるのです。

教育長 または要らないですね。

委員 その下の後継者育成のための映像記録が完成し、事業完了となったのではなくて、映像記録を作ったとか、作成したとかでいいのではないですか。

委員 そう。これが実績に入っていくのですよね。

委員 評価ではないですね、それで。これが実績か何か。

委員 何か評価の丸々3つが上の実績とダブってしまっているような気がして。

委員 それは、さっき言っている少し整理させてもらうしかない。

委員 これが整理するところなのでしょう。

教育長 今までと同じように、24ページに書いてあります文化財の保存、継承、歴史文化の周知、醸成のところにある目標の文言などを使いながら、これこれを通してこういうことができたとか、そういうふうな評価になってくるでしょう、表現としては。では、余分な部分の削除と評価のところの文言の整理、ここもお願いをしたいと思います。

 会津美里町の歴史については、事務局で言っていましたが、結局どんな整理になったのでしたっけ。これから。

教育文化課長 はい。これから見直します。

教育長 あまりにも修正箇所数が多いので。

教育文化課長補佐 思いがあって、記載しているので、それを全部上げるとこういうふうに。せいぜい4点、5点ぐらいで整理させてください。

教育長 では、伝統文化の継承や芸術文化活動の推進とか、その他等でないでしょうか。

委員 28ページ、29ページに出てくるのは、本郷地域だからではないのですが、全体を見たときに高田地域の御田植とか、高田中の彼岸とか、何か高田、高田が出てくる。それはそれでいいのです、会津美里町の内だから。しかし、どうしても3地域というのは、ずっと教育委員やっていて見過ごせないことではないかなと思うのです。ですから、新鶴地域には新鶴和太鼓が出てきたし、本郷地域にもあるはずなのですが、そういうのも出てこないのはそのままにされているところもあると思うので、やっぱり郷土というのは高田地域もあるのだけれども、もうちょっと例えば課題の中に他の学校とか、他の地域とか、そういうのの何か文化財の発掘とか、それから伝統芸能の継承を図っていくとか育成、そのようなところもぜひ入れていただいて、いかがでしょうか。

教育長 事務局、何か入れられる部分ありますか。

教育文化課長補佐 御田植なんかですと、全校対象にやっています。

委員 だんだんなってきますね、会津美里町全体に。

教育文化課長補佐 分かりました。考えてみます。

教育長 では、実際に取り組んでいるものがあれば、ぜひ本郷地域の方々のためにも本郷の部分を考えて。

委員 思い出しました。せと市、瀬戸物なんかをやっているの、今中止になっているのですが、幼稚園も瀬戸物の粘土を持ってきてやっています。

教育文化課長補佐 瀬戸物ですけども、去年はせと市は多分できなかった。

教育文化課主幹兼指導主事 一応本郷小中、焼き物というところで、キャリア教育の指定校でやっているところで、伝統文化というところだとなかなかそこに直接は記載できませんが、焼き物に関わって、小中でキャリア教育の指定を受けて取り組んでいます。

委員 ただ、幼稚園でも粘土のこの間も6月号の広報紙の表紙飾っていましたが、年長が羽黒山に行って、粘土のところで見えたり、そして外部講師に説明してもらったり、年長は粘土が固まっているのを朝から砕いているのです。

教育文化課主幹兼指導主事 砕いて乾かしていましたよね。

委員 乾かして、それを次にこねながら、今度卒園制作に向けていくのです。どうしても本郷地域って炎の里というのが昔から、今はもう消えてしまいましたが、どうしてもそういう焼き物の匂いが漂うような、昔の。今はもう忘れられてしまいましたけれども、とにかく何か1つでも、キャリア教育だからではなくて、そういう土壤にある。粘土も出たではないですか。土も出ていたし。何かそういうようなのを各地域にぜひ匂わせてほしいなと思うのです、こういうところに。そうしていくと、生涯にわたって積極的に学べる環境づくり。だから、どこを選んでもいいのですが、例えばそういうのをぜひこれからも3地域の中から出していただければ、私はありがたいなと思うのですけれども。

教育長 ありがとうございます。

委員 25ページの(7)の補助金を交付した話と28ページの一番上、この項目で伝統文化の継承と文化財の保存と活用、同じ補助金の記述が出てくるのですけれども、どっちかに絞って駄目ですか。何かちょっと気になります。実績として上げたいのは、気持ちは分かりますけれども、補助金を交付しただけだから、どっちかに絞ったほうがいいのではないですか。

教育文化課長 おっしゃるとおりかと思います。

教育長 若干補助金の名前に違いはあるけれども、出しているところ同じですから、そこも整理するという事です。

教育文化課長補佐 はい。同じところから出ている補助金ですので。

教育長 ご指摘ありがとうございました。
さっき委員からありました本郷地域の伝統文化の継承であったりというところ、どこかに入れることは可能ですか、具体的に。これから検討。本郷焼というのはどこに、伝統工芸ではどうか。

委員 伝統工芸ですよ。

教育長 工芸だから、カテゴリー的には。

委員 これには入っていないですよ。文化の中に。

教育長 文化財ではないだろうけれども。

委員 文化財ではないですけども、伝統工芸としては、でもレベルは高いですよ。

教育長 どこかに入れたいとしても、カテゴリー的にどこに入るのかなと。

委員 そうなのですよ。それが難しい。

委員 そうだよ。芸術でもありますよ。

教育長 芸術文化活動の、例えば伝統文化の継承というときには、例えば28ページにも後継者の育成なんていう項目があったりとか、これってやっぱり意識しているのはまた高田地域ですよ。

委員 でも、芸術文化活動の推進と3つ目に郷土への愛情とあるではないですか。大きく括れば芸術に。

教育長 確かに芸術の部分もあるだろうし。

委員 伝統となると何か少し違うかも。

委員 そうかな。でも、やっぱり町としてというか、実際に工場も私見てきた。

教育長 例え基本施策2の伝統文化の継承のところにも項目等は可能なものとしても含めて、せっかくやっていることなので。

委員 くくり方がちょっと狭いといったら狭い。それは工夫して。

委員 やっぱり唄とか太鼓とかそれだけではないということです。今、物作りなんて言われているのではないですか、文科省でも。そういうようなところも目を向けていって、新鶴でも高田でもそういう物作りについてももっとあると思うのです。

教育長 施策そのものが伝統文化というふうにいっているんで、あれですけれども。

教育文化課長 文化財ではないから、やっぱり芸術文化活動の推進の中か何かに入れて、本郷のこども園、小学校、中学校と段階的にというか、それぞれが陶芸、焼き物に。

委員 親しんでいる。

教育文化課長 親しんで、なおかつ郷土愛を育むみたいなの。

委員 それを伝統工芸として継承していく、継続していくという。

教育文化課長 はい。というような感じではないでしょうか。

教育長 今教育文化課長からありましたが、29ページの基本施策の3の目標の中にも郷土への愛情と誇りを育み、地域活性化につながるということもありますし、この辺にそういう中身を入れ込みながら、バランスの取れた、地域性にも配慮した内容にしていくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

教育文化課長 新鶴地域は書くことがないのです。

委員 いや、あるでしょう。さっきありました。

教育長 ほかに生涯学習のところがありましたよね。

委員 新鶴地域あります。新鶴には和太鼓ある。

教育文化課長 いいですか、それだけで。

委員 　　いいです、それだけで。名前出ていますから、大丈夫です。

教育文化課長 　では、それです。よろしくお願いします。

教育長 　　ちなみに、新鶴の和太鼓というのは伝統文化には入らないのですか。新しく興したもので。

委員 　　そうです。

教育文化課長 　一昨年、新鶴中の校長先生が興したので、ただその前から公民館では太鼓教室はやってはいたのですが。

委員 　　そっちは歴史あります。和太鼓は、公民館のほうは。

教育文化課長 　公民館の太鼓教室20年ぐらいはやっていますか。

教育長 　　場所は違いますが、それぞれの特徴に合わせてあちこちに3地域が織り込められていくということよろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育長 　　では、そのように修正お願いしたいと思います。
全体として何かお気づきのところほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

教育長 　　それでは、全体を通して何もなければ、取りあえず点検評価の事項については。

教育文化課長補佐 　本日ご意見をたくさんいただき、早急に修正したいと考えております。それで、本案をさらに見ていただいて何かあれば、具体的には6月21日までに、教育文化課のメールアドレスでやり取りされていると思うのですが、ほかに思いついたご意見があればそこに追加でいただくことはできますでしょうか。

教育長 　　では、非常に時間のないところになりますが、21日までということで、さらにお気づきの点があれば教育文化課のメールアドレスにお伝えいただくということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 　　ありがとうございます。

時間も経過してまいりましたので、協議事項について以上で閉じてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 この点検・評価報告書の総括については、これ後でいいのですよね。

教育文化課長補佐 はい。再度確認なのですが、資料3につきましては説明が終わったので、もう一度皆様に様式をお送りしますので、7月9日までに令和2年度の課題としてご意見をいただければと思います。7月の定例会のときにまとめるような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 では、そのように了解していただいたということで、以上をもちまして協議事項を閉じたいと思います。

6. 報告事項 ((3) (4) (非公開))

教育長 6番の報告事項に参ります。
議会6月会議について事務局より説明をお願いします。

教育文化課長 ((1)「議会6月会議について」資料により説明)

教育長 ほかありますか。

教育文化課長 追加議案があったので、それを最後にお願ひしたいと思います。報告事項終わってからお願ひしたいと思います。

教育長 報告事項、先に参ります。特に皆さん方から議会関係ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 いろいろご指導、お叱りをいただきながら、何とか通していただきましたので。では、報告の2つ目、共催・後援承認依頼について事務局からお願いいたします。

教育文化課長 ((2)「共催・後援承認依頼について」資料により説明)

教育長 3件、基本的に名義貸しだけですよね。

教育文化課長 はい。

教育長 3件ということで、36ページまで長い資料がついてございますが、後でご確認いただければと思います。

続きまして、(3) 番目に参りまして、児童・生徒に関する事、(4) の教職員に関する事、これは会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開ということよろしいでしょうか。

事務局より説明をお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 ((3)「児童・生徒に関する事」説明)
((4)「教職員に関する事」説明)

教育長 ありがとうございます。

(5)、生涯学習に関する事、事務局何かございませんでしょうか。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 ((5)「生涯学習に関する事」資料により説明)

教育長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 (6) の教育関係施設に関する事ということで、事務局何か説明ございませんでしょうか。

教育文化課長 特にございません。

教育長 (7) の事務局報告事項ということで、その他事務局から何か報告ございますか。

教育文化課長 ((7)「事務局報告事項」説明)

教育長 事務局の各係で取り組んだ事業を列記してございますので、ご確認をお願いいたします。

その他何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 48ページにその他、行事予定についてと掲載がございます。7月21日に会津美里町小学校水泳大会、本郷小学校という記載がございますが、多分小学校長会で協議をした上で、今回は本郷小に集まっても、水泳大会は実施しないというような話でしたよね。

教育文化課主幹兼指導主事 今の流れは各学校で記録会をやるということで。

教育長 その記録の比較をしてということ言っていますよね。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。そんな形で、記録証というものを渡して達成感などが、記録評価というか、称賛していきたいというような形で動いています。教育委員の参加については多分ないかなというところで、確認次第ご連絡さしあげたいと思います。

教育長 それでは、報告事項終わらせていただきます。
 その他に入る前に事務局から追加議案があったということで、私もちよっと見落として、申し訳ありませんでした。

教育文化課長 追加議案を1つお願いしたいと思います。

4. 審議事項

教育長 追加議案があったということで、再度審議に戻らせていただきます。

◎議案第58号（非公開）

教育長 審議事項は終わらせていただきます。

7. その他

教育長 ページ戻りましてその他、何かございますでしょうか。

教育文化課長補佐 （（1）「今後の行事予定について」資料により説明）

教育長 それでは、資料48ページの一番上、その他の今後の行事予定についての開催日時、①から⑤まで候補に上がっておりますが、ご都合のよろしいところを皆さん確認できますでしょうか。大丈夫でしょうか。

（日程について協議）

教育文化課長補佐 7月6日の午前中ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 7月6日午前中ということで、ご計画をお願いしたいと。追って詳しい案内方、よろしく願いいたします。
 そのほかその他ございませんでしょうか。

教育文化課長 12日の御田植ですが、出席者全員となっておりますが、神社からの申出で縮小してやりたいということで、今回は中学生のみで、各中学校から代表の子供、全体で30人弱ということでお願いしてあります。昨年度は児童生徒全く出なかったのですが、今年度は獅子追いに30人弱ということでお願いされておりましたので、今学校に名簿等確認しているところでございます。町なかは走らず、歩道を歩くそうです。歩道を1列になって、歩くと言っていました。

その下の教育懇談会は、例年7月に開催しておりましたが、昨年度コロナもあり、開催しておりませんでした。今年度、まだ町連Pと話し合いができておりませんので、8月か9月ぐらいには開催できるように詰めていきたいと思っております。

教育長 では、その詰めた結果を基に、新たに時期を設定するということをお願いしたいと思えます。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 続いて次回委員会の開催予定日についてお願いします、事務局。

教育文化課長 7月の20日火曜日はいかがでしょう。

(日程について協議)

教育長 20日火曜日午前9時ということでお願いいたします。
そのほかございますでしょうか。委員の皆様ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 事務局、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

8. 閉会

教育長 長時間にわたりましてご協力本当にありがとうございました。
以上をもちまして、第10回会津美里町教育委員会6月定例会を閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会時刻 午後4時50分